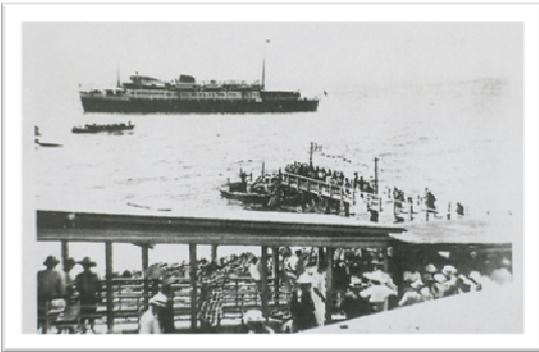


第 7 次

大島町基本構想・前期基本計画



令和6年3月



東京都大島町

【表紙写真説明】

大島の主要港3港の昔と今

大島の経済発展は港の発展と共に歩んできました。港は漁業・商業の要であるとともに、島民にとっては外の世界との出入り口でもある重要施設です。古くは砂浜に木製の棧橋を設置したものでしたが、船の大型化や輸送量の増加に伴い、また建築技術の発展により港も大型化していき現在の形になりました。島民の産業経済の発展や文化・生活を支えるためになくはない存在として現在も変わらず利用されています。表紙に北部・中部・南部地域ごと主要港3港の今昔の写真を掲載しました。

○岡田港（上段 左：昭和初期頃、右：令和5年撮影、以下同じ）

岡田港は、元町港と並ぶ大島の北の玄関口です。西側に高い海岸壁があり、島の季節風である西風の影響が軽減される地形となっています。1934年（昭和9年）に第I期工事が開始され、1940年（昭和15年）に全長113mの岡田港棧橋と船客待合所が完成しました。その後、棧橋の拡張工事や船客待合所の建て替えなどが繰り返し行われ、現在の船客待合所は津波避難タワーとしての機能を備えています。

○元町港（中段）

元町港は、大島の最大集落である元町に位置する島の玄関口です。元町は古くから島の政治産業の中心地であり、島外との交易が行われていました。昭和初期の棧橋は木材を組んだものですが、現在の棧橋は1338年に起きた割れ目噴火の溶岩流でできた岬を土台に利用して造られました。1948年（昭和23年）に着工した最初の工事で、1952年（昭和27年）に全長100mの棧橋が完成しました。

○波浮港（下段）

大島の南東に位置する波浮港は、西暦800年代初期の噴火によってできた火口を利用して造られた港です。最初は海につながっておらず、「波浮の池」と呼ばれていました。1703年の元禄地震による大津波で海側のふちが崩れ外海とつながりましたが、小舟でも満潮時にしか出入りできず、港としての機能は不十分でした。1800年に大岩などを取り除く大工事が人の手で行われ、今日の波浮港が開港されました。

大島町基本構想の策定にあたって

私たちのまちは、昭和30年に旧6カ村が合併し、「大島町」として生まれ変わってから、町制施行69年を迎えました。

この間、多くの自然災害や、経済的危機に遭遇しながらも、豊かな自然と文化そして先人たちの創意工夫とたゆまぬ努力により、多くの課題を乗り越えてきました。

さて、現代社会においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会全体の働き方や、人々のライフスタイルの変化、デジタル社会の推進など大きな社会構造の変革に対応するため、自助・共助・公助のまちづくりはもとより、社会変化に対応した施策の推進、人材の育成が強く求められています。

こうしたなか、私たちは、官民連携による施策を推進していくとともに、創意工夫により、的確に課題解決への取り組みを図るとともに各施策を迅速かつ着実に実行していく責務があります。

脆弱な財政により、政策的経費が限られるなか、町民皆様の期待や要望に対し適切かつ効率的に対応するために、長期的なビジョンに基づく新たな時代に対応した、計画的な行政執行の実現及び社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、令和6年度から令和13年度までの8年を期間とした第7次大島町基本構想を策定しました。

こうした状況のなか、私のまちづくりの基本的コンセプト、「きぼうのしま」「にぎわうしま」「やさしいしま」を礎として、島民の皆様をはじめ、島出身者の方に限らず、訪れた方たちとの繋がりと絆を大切に、ともに前進し「愛される島」となることを目指し、“郷土大島を豊かにしていく”ため各施策に取り組んでまいります。

以上を踏まえまして、第7次大島町基本構想で掲げたまちの将来像は「郷土大島を豊かにし、共につくる島」といたしました。更に6つの基本目標を設定し、目標達成に向けて全力で取り組み、先人たちから受け継いだ私たちのこの大島町を次の世代に引き継ぎたいと思います。

終わりに、この計画の円滑な実現に向けて関係団体、関係機関の方々をはじめ、町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本構想の策定に当たりご尽力賜りました町民会議委員、審議会委員、町議会及び関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

大島町長 坂上 長一

目 次

第 1 章 第 7 次大島町基本構想

第 1 節	基本構想策定の趣旨	6
第 2 節	基本構想・基本計画の構成.....	7
第 3 節	町の概要	9
第 4 節	まちの将来像 「郷土大島を豊かにし、共につくる島」	10
第 5 節	将来目標人口	11
第 6 節	持続可能な開発目標（SDGs）	12
第 7 節	基本目標	13
第 1 項	豊かな自然と共生したまちづくり — 町の基盤づくり —	
第 2 項	安全・安心でやすらぎのあるまちづくり — 地域環境づくり —	
第 3 項	健康で思いやりにあふれたまちづくり — 福祉の充実、健康づくり —	
第 4 項	理解を深め、共に育むまちづくり — 教育・文化の向上とふるさとづくり —	
第 5 項	時代に合った地域性を生かしたまちづくり — 活力ある地域づくり —	
第 6 項	まちづくり推進のために — 住民とともに歩む —	

第2章 第7次大島町前期基本計画

《第1項》 豊かな自然と共生したまちづくり — 町の基盤づくり —

「第1」 土地利用	16
「第2」 交通運輸	17
「第3」 道 路	17
「第4」 河 川	18
「第5」 空港・港湾	18
「第6」 住宅	18

《第2項》 安全・安心でやすらぎのあるまちづくり — 地域環境づくり —

「第1」 循環型社会	20
「第2」 上水道	20
「第3」 通 信	21
「第4」 防 災	21
「第5」 安全・安心	22
「第6」 公園・緑地	22
「第7」 土地保全	22
「第8」 脱炭素化	23
「第9」 土砂災害復興	23

《第3項》 健康で思いやりにあふれたまちづくり — 福祉の充実、健康づくり —

「第1」 保健・医療	24
「第2」 社会福祉	25
「第3」 児童福祉	26
「第4」 被災者支援	26

《第4項》 理解を深め、共に育むまちづくり

— 教育・文化の向上とふるさとづくり —

「第1」社会教育.....	27
「第2」学校教育.....	28

《第5項》 時代に合った地域性を生かしたまちづくり —活力ある地域づくり—

「第1」農畜産業.....	30
「第2」林業.....	31
「第3」漁業.....	31
「第4」観光.....	32
「第5」商工業.....	34
「第6」移住・定住.....	34
「第7」消費者の保護.....	34

《第6項》 まちづくり推進のために — 住民とともに歩む —

「第1」住民参加.....	35
「第2」行政.....	35
「第3」財政.....	37

資料編

i. 諮問.....	42
ii. 答申.....	43
iii. 大島町総合開発審議会委員名簿.....	44
iv. 計画策定に関する工程.....	45

第 7 次

大島町基本構想

(令和 6 年度から令和 13 年度)

令和 6 年 3 月



東京都大島町

大島町基本構想

第1節 基本構想策定の趣旨

本町の基本構想は、昭和44年に「大島町開発総合計画」を策定して以降、10年周期で3回の改定、その後9年、8年を区切りとし2回の改定を行いました。第6次大島町基本構想では目標年度を平成35年度（2023年度）、目標年度の想定人口を8,300人（定住人口7,500人、交流人口800人）、町の将来像を「笑顔あふれる、誰もがくらしたくなる島」として、住民福祉の充実、生活・地域環境づくり、活力ある産業経済、教育・文化等の充実・向上を目指してきました。

また、平成25年の土砂災害からの早期の復旧・復興、災害に強いまちづくりを推進するため、「大島町復興計画」との整合性を図りながら、各施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

この間、平成28年度の野増地区・間伏地区への避難所整備をはじめ、令和3年度の元町保育園園舎建設などハード整備を着実に進めながら、自転車競技選手権大会の開催や、新規就農者の育成支援、小・中学校のICT環境整備を進めるなど、防災まちづくりの強化、子育て・教育環境の充実、観光産業推進が図られてきました。一方で、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延や、物価・エネルギー価格高騰の影響による、行動制限や消費の落ち込みなど、日々変化していく社会情勢に対応するため、施策の転換を余儀なくされるなど、計画どおり進まないこともありました。

未だに先行きの見えない社会情勢のなか、新型コロナウイルス感染症収束後の観光産業の回復、加速化する少子高齢化と定住人口の減少、離島ゆえの医療格差の是正、第1次産業従事者の高齢化・担い手不足、島内経済の低迷等、打開すべき課題は山積し、住民の行政に対する要請はますます多種多様化されています。

また、国が進める「働き方改革」への対応や「デジタル技術の活用・推進」、「脱炭素社会の実現」への対応などの政策課題も抱えています。

このような状況を打破し、ジオパークの理念に基づく総合的・横断的な取組により、私たちの足元に広がる大地と、その大地から育まれた自然や歴史・文化、暮らしを貴重な地域資源として再認識し、適切に守り活用することで町の持続的な発展を目指し、「郷土大島を豊かにし、共につくる島」の将来形成に向けての指針として「第7次大島町基本構想・基本計画」を策定するものです。

第2節 基本構想・基本計画の構成

この計画は、将来のまちづくりの指針となるもので、基本構想・基本計画・実施計画をもって構成し、目標年度における「町の将来像」及び、それを達成するための「施策の大綱」並びにその「基本的施策」からなります。

また、町の将来像を達成するために、この計画の分野横断的な下位の計画を策定し、継続的な取組を図ります。

1. 基本構想の期間

令和6年度（2024年度）から令和13年度（2031年度）までの8年間とします。

（期間の設定理由）

基本構想の策定は、昭和44年の地方自治法改定により、法制化されました。

これに伴い、当町では同年に「大島町総合開発計画」を策定し、以降10年を区切りとして3回の改定を行い、9年を区切りとして1回、8年を区切りとして1回の改定を行っています。

なお、平成23年地方自治法の一部改正により、市町村は、基本構想を策定しなければならないといった義務付けが廃止されました。

しかし、町としては将来のまちづくりの指針ともいえるべき基本構想の重要性を認識のもと、また各行政分野の計画が基本構想に即することなどとされていることから、今後も策定することとします。

策定期間は、自治体の代表者たる首長の改選期も視野に入れた期間とすることにより、社会状況等の変化に迅速に対応するものです。

2. 基本計画の期間

基本計画の期間は、基本構想の期間と同じ期間とし、前期と後期を設定します。

- ・前期基本計画期間：令和6年度（2024年度）から令和9年度（2027年度）までの4年間とします。
- ・後期基本計画期間：令和10年度（2028年度）から令和13年度（2031年度）までの4年間とします。

3. 実施計画

基本計画での施策を実現するための事業計画で、計画期間は基本計画と同期間とし毎年度見直しを図ります。

年度 計画		令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	
		令和6年度から令和13年度までの8年間								
前期	基本計画	令和6年度から令和9年度までの4年間								
							令和10年度から令和13年度までの4年間			
前期	実施計画	令和6年度から令和9年度までの4年間								
							令和10年度から令和13年度までの4年間			
後期										
町長改選時期										

(参考図) 令和6年度(2024年度)を起点に令和13年度(2031年度)まで作成

第3節 町の概要

本町は東京都に属し、東京の南南西約 120km の海上に位置し、東西約 9km、南北約 15km、面積 90.76km²で、首都圏に一番近い伊豆諸島最大の島です。

富士箱根伊豆国立公園の指定を受けた自然環境に恵まれ、島の中央には外輪山で囲まれた約 12km²の砂漠といわれる火口原（カルデラ）があり、このなかに標高 758m の複式火山三原山がそびえています。地質は主に玄武岩で形成されていますが、度重なる噴火により溶岩流や噴出物が随所に露出しています。

集落は海沿いに島の周囲に点在し、それらを都道循環線が結んでいます。

人口は約 7,000 人、高齢化比率は 39% であり、昭和 50 年頃から微減が続き、少子高齢化が進行しています。

島の経済は観光産業に大きく依存していますが、花卉（ガーベラ、ブバルディア等）や、明日葉などの農業、貝類・藻類などの漁業及び焼酎、くさや、椿油等の加工業も盛んです。

国土保全については火山灰質の土壌により、雨水、台風、海蝕の影響による山腹や海岸の浸食が激しく、さらには地震などで度々崖崩れや倒木の被害があります。近年では平成 25 年台風第 26 号による土砂災害により、山腹を著しく崩壊させ多大な被害をもたらしました。

交通体系については、都道はほぼ改良、舗装済。町道についてもほぼ改良、舗装済となっています。定期路線バスは民間運営で 1 日約 9 便の運航を維持しています。また、町ではスクールバスの運行や高齢・福祉サービス車両の運行を実施しています。

生活環境は、環境美化センター、廃棄物処理施設エコクリーンセンター、管理型最終処分場、一般廃棄物安定型最終処分場、教育施設、保育園、公園、勤労福祉館、生涯学習センター、図書館、医療センター、子供家庭支援センター、老人ホーム、温泉施設などが整備されています。また、簡易水道についてもほぼ整備されています。

大島町の約 96% が「富士箱根伊豆国立公園」区域に指定されており、豊かな自然景観が守られています。平成 22 年には大島町全域が「日本ジオパーク」に認定され、貴重な地域資源とそれらを生かした地域活動が評価されています。これまで、自然環境と調和のとれた特色ある豊かな産業と観光の島、人にやさしく、豊かな自然とともに安全・安心で住み続けられる島を目指してきましたが、今後もこの方向を継承しつつ、「郷土大島を豊かにし、共につくる島」としての発展を図ります。

第4節 まちの将来像

「郷土大島を豊かにし、共につくる島」

【将来のイメージ】

私たちの大島町は、人にやさしく人と人との繋がりと絆を大切に、共に前進していく「郷土大島を豊かにし、共につくる島」です。

樹木の緑と海洋の青に囲まれた豊かな自然を保全・活用し、洋上風力発電を中心とした再生可能エネルギーの活用が図られ、脱炭素化への取組が加速し、地域の活性化が図られ新たな産業が形成されています。伊豆大島ジオパークの理念に基づくまちづくりを推進し、また、住民一人ひとりの、様々な発想や取組により、地場産業が活性化し、デジタル技術等を活用した基盤整備が進み、近代産業への転換と新たな特産品等の創出が図られています。安定的な暮らしとともに人にやさしい地域社会の中で、若者の定住、U・J・I ターン、高齢者の生涯現役に繋がるまちが形成され、大島を訪れる人々が住民・歴史・文化・各種スポーツ・自然とふれあい、島だからこそできる体験や、「学び」と「遊び」の融合により様々なターゲットに対し島の魅力と価値を伝えることによって、リピーターが増加しています。さらには、交流居住型の観光・産業の発展、人と人との繋がりが広がるなど、移住生活環境の整備が図られ、島への移住者も多くなっています。

教育においては、デジタル技術等を活用した教育環境の整備が図られるなど、主体的に学習に取り組むことができる環境が整備され、関係機関と協力した学習面や教育活動の交流が盛んに行われ、大島独自の環境を生かした特色ある教育が展開されています。

島への玄関口である港は、人や環境にやさしい様々な施設整備が進み、活用が促進され、安全で活気にあふれています。住民はもちろん訪れた人々が癒される憩いの場としても利用され、多くの人々を魅了しています。

第5節 将来目標人口

【人口の想定】

本基本構想・基本計画の目標年度である、令和13年度（2031年度）の人口は、6,900人（定住人口6,300人、交流人口600人）とします。

（定住人口）

本町の住民基本台帳は、昭和30年（1955年）4月に旧6カ村が合併以来、昭和27年には13,000人を超えましたが、その後、昭和42年までは12,000人台で推移し、昭和58年には10,000人台に減少し、平成6年からは9,000人台、平成19年からは8,000人台となっており、昭和30年（12,902人）から令和4年（7,150人）の67年間で5,752人（年平均86人）の減少となっています。

国立社会保障・人口問題研究所が発表している総人口の統計資料では、令和7年（2025年）には6,726人、令和12年（2030年）には6,251人になるとの推計が発表されています。

このことから、人口減少、少子高齢化については、大島町のみならず社会全体の課題であり今から対処療法を打っても流れを止めることは厳しい状況です。ある程度この流れを一旦受け止め、どうしたら人々が幸せに暮らしていけるかを考えて行動を始めることが将来への責務です。

限られた資源を最大限生かし高齢者等の従属人口を支えられる生産人口を維持しながら、徐々に出生率が回復し、理想的な人口に落ち着けばと考えます。

しかしながら、この基本構想・基本計画を大いに推進することにより、目標年度の令和13年度（2031年度）想定定住人口を6,300人とし、「郷土大島を豊かにし、共につくる島」の形成を目指します。

（交流人口）

来島者数は、離島ブームを反映した昭和48年の838,623人をピークに、平成26年では201,995人となり、ピーク時の24%まで落ち込んでいます。平成29年から24万人前後で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年には119,896人と大幅に落ち込みを見せています。一方で、人々の働き方の変化や、地方に価値を見出す動きも広がってきました。これらの変化を捉え、町では年間来島者の目標を25万人と設定し、この目標の実現に向けて鋭意努力しており、更に、この基本構想・基本計画を推進して、目標年度の令和13年度（2031年度）における想定年間交流人口を22万人と設定します。

第6節 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、あらゆる国々や自治体、企業、民間団体等が様々な取組を行っています。

大島町においても、大変意義深いものであることから、17のゴールとの関連性を明らかにし、同目標への理解を深めながら各施策を推進することとします。



第7節 基本目標

「第1項」 豊かな自然と共生したまちづくり

— 町の基盤づくり —

住みやすい快適なまちづくりを進めるには、基本的な土地利用の方向性を定め、町の基盤整備の充実が必要です。このため、適正な土地利用に努め、広大な海域や豊かな自然の持つ可能性を最大限に生かし、町の美しい風景や緑豊かな自然を大切にしながら、自然と人々が調和し、仲良く共生する大島らしい環境づくりを推進し、住みよいまちづくりを進めます。

「第2項」 安全・安心でやすらぎのあるまちづくり

— 地域環境づくり —

安全・安心で豊かに誰もが住み心地のよい快適な環境の整備は、最も基本となる生活条件です。そのため、長期的な展望にたって計画的に諸施策を展開し、住民一人ひとりが相互に協力して、地域を知ることにより、生活安全意識の向上を図り、環境にやさしく、きれいな水とみどり豊かな潤いのある、安全・安心でやすらぎのある地域環境を形成します。

「第3項」 健康で思いやりにあふれたまちづくり

— 福祉の充実、健康づくり —

一人ひとりが健康で暮らしにゆとりを感じ、誰もが生きがいを持ち安心して暮らせるよう、地域で福祉等を専門とする人のネットワークを有効活用し、各種相談・援護体制の充実を図り、健康で思いやりにあふれたまちづくりを推進します。また、自らが食について考え、食の大切さ、重要性を再確認し、伝統ある食文化を継承し食育の推進を図ります。

「第4項」 理解を深め、共に育むまちづくり

— 教育・文化の向上とふるさとづくり —

次世代を担う子どもたちが、豊かな自然の中で、地域や社会全体の力により、健やかに成長できる教育環境を整えます。住民や子どもたちが地域を深く学び、地域の価値と魅力を認識し、郷土に誇りと愛着を持つことによって、住民が一体となった地域資源の継承を推進します。また、住民一人ひとりがより良く生きるため、生涯にわたり学習できるスポーツや文化等の面において充足した環境や行事づくりを推進します。

「第5項」 時代に合った地域性を生かしたまちづくり

— 活力ある地域づくり —

本町の自然環境と調和した地域産業機能を充実し、住民が生きがいを持って働くことができる環境を維持・向上させながら、島という立地性を生かし、U・J・Iターンなどができる環境整備を充実し、農業、漁業における人材を確保し、若者が定着する活力ある産業の振興を図ります。農畜産業の促進、つくり育てる漁業を支える生産基盤の整備に努め、時代と合った地域性を生かした産業づくりを推進します。「自立的発展を促進するための販売ルートの開拓」、「ブランド化」等、1次産業・2次産業・3次産業の相互の連携を図り、地域資源の共有・発信と、保全及び適正な活用を支援し、様々な発想による夢や希望のある観光振興の充実に努め、郷土大島を豊かにし、住民とともに魅力あるまちづくりを推進します。

「第6項」 まちづくり推進のために

— 住民とともに歩む —

民主的な町政を推進するために住民の意向を十分把握するとともに、行政の実態を常に周知することに努め、理解と協力を求めています。

第 7 次

前期基本計画

(令和 6 年度から令和 9 年度)

令和 6 年 3 月



東京都大島町

「第1項」 豊かな自然と共生したまちづくり

— 町の基盤づくり —

○関連する持続可能な開発目標



「第1」 土地利用

元気で住みやすく快適で暮らしやすいまちづくりを進めていくため、自然環境を保全するとともに、町の自然条件・歴史などを総合的に考え合わせ、広大な海域や豊かな自然の持つ可能性を最大限に生かし、自然と人が共生した調和のとれた発展を図り、良好な住環境を形成する適正な土地利用に努めます。また、荒廃農地等の適正な利用・整備を促し、農用地の保全・拡大に努めます。さらに、平成25年10月16日に発生した土砂災害の教訓と、平成26年改正の「土砂災害防止法」により指定された、「土砂災害警戒区域」・「土砂災害特別警戒区域」についての危険の周知と警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等の対策を推進し、住民等の生命及び身体を守ります。

(1) 遊休公有地等の利用促進

遊休状態となっている未利用財産について、精査・見直しを図りながら、行政・民間等への貸付けや売却処分を行います。また、財産区有地についても有効活用を促進するため、必要に応じ「財産区管理会」等と協議します。さらに、遊休私有地についても、各法、計画に準じて適切な対応を検討していきます。

(2) 農用地の確保・拡大

島の主要産業のひとつである農業の生産基盤の確保・拡大に努めつつ、就農者への農地の確保、農地の集積化、遊休農地の解消を目指します。

(3) 自然環境資産の保全と活用

伊豆大島の地域資源であり、観光資源でもある自然環境の持続可能な活用を目指し、自然豊かな観光島としての伊豆大島を維持するため、関係機関と連携し、地域住民と共に、ジオパーク地域に認定される伊豆大島の貴重な自然環境の保全及び適切な活用を図ります。

「第2」交通運輸

島内外においての利便性・安全性・快適性の向上に努めるとともに、現交通ネットワークの拡充を進め、高齢者や移動困難者、来訪者にも配慮した利用しやすい交通体系の確立を図ります。また、複数の事業者が連携・協働した物流の持続化・効率化に向けた取組を働きかけていきます。

(1) 地域公共交通の確保・充実

大島町の移動手段の持続的な維持・確保のため「大島町地域公共交通活性化協議会」での協議を重ね、協力体制を強固にし、きめ細やかな交通体系の確立を目指し利用者の利便性向上を図ります。

(2) 海上航路の確保・充実

運航会社に大型船の通年運航を要望し、入港地問題や利便性・安全性の向上についても関係機関へ要望するとともに支援の確保に努めます。

(3) 航空路の確保・充実

調布・大島間（新中央航空）、三宅島・大島間、利島・大島間（東京愛らんどシャトル）の安定した運行と、セグメントのニーズや動向に応じた増便など関係機関へ要望します。また、東京（羽田）・大島間の定期便の復活や民間航空会社の誘致促進、空港利用、利便性・安全性の向上について、関係機関へ要望するとともに、支援の確保に努めます。

(4) 料金の低廉化

島民の負担軽減を図るため、航路料金、貨物運賃の低廉化について引き続き関係機関へ要望するとともに、支援の確保に努めます。

「第3」道 路

道路整備については、地域の均衡ある発展に配慮しつつ、計画的に取り組んでいくとともに、安全性と環境に配慮した高齢者・障害者をはじめとする歩行者が安全に通行できるバリアフリー化の充実を図り、人と自然にやさしい道路づくりに努めます。また、観光地「大島」の文化や自然を生かしながら景観にも配慮し、来訪者も利用しやすい道路整備を図ります。

(1) 町道の整備と維持管理

住民の生活道である町道は道路排水を考慮し、計画的かつ文化的要素を取り入れながら、整備を図ります。また、歩行者が安全に通行できるよう適切な町道の維持管理に努め、快適で安全な道路環境整備を図ります。

(2) 都道の整備

現在、計画的に進められている都道整備とともに、島特有の地勢条件にあった災害防除事業、視距・路肩改良事業、ルートの複数化など、計画的な整備を関係機関に要望します。

(3) 橋梁の長寿命化

町内にある47橋の道路施設について、「橋梁長寿命化計画」に基づき整備工事を図ります。また、定期的な点検を行い、計画的修繕工事による各施設の長寿命化を図ります。

「第4」河川

道路整備・生活基盤整備が進むにつれて、今まで浸透していた雨水等が浸透しきれず流出量が増大していることから、住民生活の安全・安心と地域環境の保全に努め、自然にやさしい河川整備を図ります。

(1) 河川の整備

地域の状況、河川の荒廃状況等を考慮し、計画的に実施するとともに自然環境を保全しつつ整備を図ります。

「第5」空港・港湾

住民生活の安定を確保するうえからも、重要な基盤の空港・港湾施設は、計画に沿って整備が進行中です。伊豆諸島の基地港湾としての元町港・岡田港・波浮港の総合的な整備を推進するとともに、就航船の大型化や高速化及び貨物量の増加に対応するための港湾機能の充実や、アクセス手段の充実、利用客の利便性、快適性の向上ならびに気候変動や大規模災害にも対応できる、安全性の高い空港・港湾整備を引き続き関係機関に要望していきます。また、住民生活の安定、教育福祉の向上を含めた周辺整備、利活用についても関係機関と協力しながら促進を図ります。

「第6」住宅

日常生活に潤いとゆとりを与え、心豊かな生活を営むためには、快適な住環境をつくる必要性が高く、また、若者の定住・高齢者が安心して生活できるうえからも、良質で低廉な住宅の供給を図ります。省エネルギー性能の向上を図り、環境に配慮した住宅整備に努めます。さらに、防災上等大きな問題となっている危険なものや衛生上問題のあるものについては、空き家制度の周知・啓発を図りながら、所有者等に対し適切な管理・利用を促します。一方で不動産取引の流動化を図り、空き家を活用した新たな生活を始めるための支援を図ります。

(1) 空き家対策

空き家の掘り起こしを進め、移住・定住希望者への空き家の情報提供と補助制度の活用を推進し、空き家の有効活用を図ります。また、未利用空き家の実態把握に努め、衛生・防災上等大きな問題のあるものについては、「大島町空き家等対策計画」に基づき、適正な措置を講じていきます。

(2) 町営住宅

長期修繕計画を策定し、定期的な点検を実施することにより、予防保全的な修繕及び耐久性の高い仕様への改善を行い、町営住宅の長寿命化と管理コストの縮減を図り、安全で住みやすい町営住宅の確保に努めます。また、必要に応じた町営住宅の整備を図ります。

「第2項」 安全・安心でやすらぎのあるまちづくり

— 地域環境づくり —

○関連する持続可能な開発目標



「第1」 循環型社会

安心で誰もが住み心地のよい生活を維持するために、廃棄物の減量化、再利用化を進め、環境にやさしい社会の実現に努めます。また、広域処理によるリサイクル化を検討するなど、ごみの減量化と二酸化炭素の排出抑制に努めます。分散型の集落形態、多大な建設費用、受益者負担などを考慮し、地域の特性、実情に見合った形態で合併処理浄化槽を基本とした下水処理施設の整備を図り、大島町の生活排水処理に努めます。行政社会資本整備を進めながら社会的ルールの周知・啓発に努めるなど、地球的規模で問題化している自然環境破壊に対応するための取り組みを図ります。

(1) ごみの適正処理と減量化推進

消費や廃棄物への理解醸成に努め、身近な行動変容を促すことで、ごみの適正処理と減量化・資源化を図り、循環型社会の実現を目指します。また、廃棄物の適正処理体制を維持するため、各処理施設について予防的修繕を計画的に実施し適正な維持管理に努めます。

(2) 合併浄化槽設置の普及促進と適正処理

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、単独浄化槽や汲み取り便槽から合併浄化槽への転換や、新規合併浄化槽の設置に努め、海や河川等の水質を保全し良好な周辺環境の維持を図ります。

「第2」 上水道

「人と共に進化する水道」を基本理念とし、「安全でおいしい水道」、「災害に強い水道」、「親しみのある水道」の基本方針に基づき、取水水源の確保、管理体制の充実、老朽化施設の改良・更新を図り、さらに安全・安心でおいしい水の安定供給に努めます。

(1) 安全・安心でおいしい水の安定供給

老朽化施設を整備・更新し水位監視体制の強化及び水質の保全・改善に努め、漏水時、災害時の早期復旧及び水の安定供給を図り、住民生活の質の向上を目指します。

「第3」通 信

現在の高度情報通信ネットワーク社会は平時・緊急時、また、利用者、環境を問わず、携帯電話やインターネット通信利用が可能な状況となっています。当町では今なお一部通信困難地域が存在しているため、今後も島外との情報格差をなくすよう関係機関に要望していきます。

(1) 通信基盤整備の促進

多様な通信手段を複合的に活用し、情報化社会に対応した通信環境整備に努めます。また、公衆 Wi-Fi の整備を促進し、誰でも利用できるネットワーク環境の構築に向け、各関係機関と連携し、国・都へ要望するとともに、支援の確保に努めます。

「第4」防 災

本町は昭和 61 年噴火災害、平成 25 年台風第 26 号による土砂災害など、自然災害の脅威を幾度となく経験しており、いつ発生するかわからない自然災害への備えが重要となっています。気候変動の影響に伴う災害の頻発化、大規模な火災、テロや武力攻撃などの事態発生に備えるため、また、災害時の離島の孤立を防ぐため、危機管理体制、連絡・協力体制、地域防災力の強化・充実を図ります。

(1) 防災対応力の強化・充実

今後、発生するおそれのある自然災害に対応するため、必要な施設整備を進め、島しょ相互間ならびに関係各機関との連絡・連携体制を充実させ、各種訓練、防災教育を通じ、町全体の防災に関する意識や知識の向上を図り、防災対応力の強化・充実化を進め災害に強い地域づくりに努めます。

(2) 消防力の強化・充実

人口の減少に比例して消防吏員及び消防団員の減少が続いており、地域防災力の低下が憂慮されているところです。地域に必要な消防人材を確保するため、消防団員の処遇改善に努めます。また、必要な消防・救命資機材の整備を進めながら、消防力、救急・救命効果の向上及び訓練の充実化を図るとともに、災害に対する予防啓発に努めます。

「第5」安全・安心

過密化する車社会や新たなモビリティへ対応する交通安全対策、さらに、複雑多様化へ変化する社会環境の中、全ての人々が相互に協力して生活意識の向上を図るとともに、発生しうる犯罪等に迅速・的確に対応できるよう、地域コミュニティの連携・強化、自主的な組織・体制づくりを推進し、安全で安心して暮らすことができるまちを目指します。

(1) 交通安全対策の強化

離島であるがゆえ、自動車が主要な交通手段となっている現状から、歩行者、運転者とも交通安全思想の徹底を図るとともに、安全施設の整備を促進し、「交通安全の島」として、交通安全対策の強化に努めます。

(2) 防犯体制の強化

生活環境の変化や社会風俗の移り変わりから、犯罪のローテーション化、また、予測できない犯罪も起こり得る社会状況になっています。家庭、学校、行政、警察、地域が一体となって、犯罪を未然に防止するという共通意識をもとに体制の強化を図ります。

「第6」公園・緑地

恵まれた自然環境、特に国立公園のすぐれた観光資源を保全・活用するとともに、心に豊かさを育み、生活に潤いを与える空間として、自然とともに安心でこちよ住環境を創造するため、自然景観の保全に努め、みどりを取り入れた公園、緑地の充実を図ります。

(1) 地域資源の持続的な保全管理と公園・緑地の充実

動植物への知見を深め、共有し、椿、桜、ツツジ、アジサイ、サクユリなど地域に根付き育まれてきた資源の保護育成に努めるとともに、公園緑地の保全整備を持続的に行い、景勝地の充実化を図ります。

(2) 都市公園の維持管理

都市公園である大島町メモリアル公園及び吉谷公園について、利用者が安心・快適に利用できるよう環境整備に努めます。

「第7」土地保全

自然環境を考慮し限られた土地を最大限に活用し、また、台風、波浪など自然災害から住民の財産と生活を守るため、火山防災対策の促進、治山、治水、砂防、海岸保全事業の計画的な対策を関係機関に要望するとともに、支援の確保に努めます。

「第8」脱炭素化

近年、世界的なエネルギー需要の増加に伴い、エネルギー不足、価格高騰などが問題となっています。国が進める脱炭素化の動きに合わせ、再生可能エネルギーの活用推進を図り、CO₂の削減による自然環境の保全対策だけでなく、中長期的なエネルギー確保・供給の仕組みづくりを検討するとともに、ジオツーリズム、エコツーリズムで大島の魅力をアピールし、環境と観光が融合した取組に努めながら、災害時にも安心できるよう、エネルギーの保安・管理体制の強化を関係機関に要望していきます。

(1) エネルギー利用の効率化や再生可能エネルギーの利用

世界規模での気候危機の一層の深刻化に加え、世界的なエネルギー需要の増加に伴うエネルギー不足等、気候危機と、エネルギー危機という2つの危機を自分事ととらえるよう普及・啓発に努め、共助の心の醸成を促し、エネルギー利用の効率化や再生可能エネルギーの利用を官・民一体となり進め、脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現を図ります。

「第9」土砂災害復興

平成26年9月に策定された「大島町復興計画」において、災害からの早期復旧・復興を掲げ各種事業を実施してきました。今後も災害に強い「自助」、「共助」、「公助」のまちづくりに努めるとともに、一部未実施の施策についても関係機関と連携しながら実施に努めます。

「第3項」健康で思いやりにあふれたまちづくり

— 福祉の充実、健康づくり —

○関連する持続可能な開発目標



「第1」保健・医療

少子高齢化の急速な進展、核家族化による衣食住を取り巻く生活習慣の変化は、慢性的疾患の増加や、り患する病気の多様化、複雑化などを生み出し、住民の健康に対する関心もますます高まりを見せ、誰もが等しく適正な医療が受けられるよう個々のケースにより、配慮・対策を講じることが必要となります。離島であるがゆえ医療基盤は脆弱なため、特に、緊急時や重症時における治療・手術は困難な状況であり、住民の医療に対する不安や、やむをえず島外において治療を受けるための経済的負担、精神的負担は大きいものがあります。医師、看護師、医療関係技師等の安定的確保、医療資源の充実ならびに住民負担の軽減を図るとともに、各分野のデジタル技術の活用を推進し、住民検診や健康づくり教室を積極的に実施し、住民の健康増進と医療費の削減に努めます。また、重篤な傷病者等高度な医療処置が必要なケースへの対応として、高次医療機関への迅速な患者搬送など医療体制の整備についても引き続き関係機関と連携・調整を図ります。

(1) 大島医療センターの運営

大島医療センターは、島内唯一の有床病床診療所として平成16年に開設し、地域の「かかりつけ医療」、「二次救急医療」の拠点として現在に至るまで運営されています。今後も、その位置づけと方向性を町全体で共有し、信頼され安心して利用できる診療所として患者サービスの向上を図ります。また、老朽化した設備と各種医療機器等の更新を行うとともに、医療従事者の確保に努め、医療提供体制を維持していきます。

(2) 診療支援の充実

初動医療体制の確保、高次医療機関への迅速な搬送体制の整備に努めます。また、デジタル技術等の活用による診療体制の向上を目指すとともに、住民が医療を受けるための費用負担の軽減を図ります。

(3) 健康づくりの推進

住民が心身ともに健康に暮らせるよう、各種がん検診、住民健診等の充実を図るとともに、人が生きていくには欠かせない「食」に対する意識を高め、食育に関する施策の充実に努めます。また、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目ない支援を提供し、母子保健事業の充実化を図ります。

(4) 国民健康保険事業の健全化

大島町国民健康保険においては、町民の約3分の1が加入しており、他の保険制度と比較しても財政的に非常に厳しい状況が続いています。特に近年では、被保険者の団塊世代の退職者の増加、医療高度化等による1人あたりの医療費の増加は顕著であり、一般会計からの法定外繰入を行うことによって会計の収支を維持している状況です。今後も主な収入源となる「適正な国保税の確保」と健康寿命の延伸を目指し「医療費の抑制及び適正化」に対する施策展開を図ります。

「第2」社会福祉

社会福祉の目標は、人々が健康でいきいきと安心して暮らすこと、また、誰もが住み慣れたところで、家族や地域とのつながりを保ちながら多様なサービスを主体的に選択し、自立した生活が続けられることです。少子高齢化への急速な変化、地域や家庭機能の変化、更には、低成長経済への移行など、福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。福祉サービスの利用についても、これまでの行政サービス提供の形態の措置制度から、個人の自立を基本とし、利用者がサービスを選択する制度へと移行するなか、複雑・多様化するニーズに適切かつ柔軟に対応することはもちろん、住民一人ひとりの中に思いやりの気持ちを持った「自助」「互助」の意識の浸透と心の醸成に努め、地域や社会全体でコミュニティの形成による、共に支えあう「共助」と公的な支援による「公助」も加え、互いに連携し一体となった社会福祉の形成に取り組みます。

(1) 障害者の福祉

障害のある方を取り巻く状況において、高齢化や障害の重度化、発達障害や医療的ケア児など、個々の特性に応じた支援が求められるが、障害福祉サービス等の社会資源が少ない中でも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携や地域社会の支え合いなど、サービス提供体制の強化に努めます。また、障害のある方のニーズに即したサービス利用については、島外でのサービス利用も積極的に活用し、自分らしく生き生きと暮らせるよう施策の推進に努めます。

(2) 高齢者の福祉

高齢者が住み慣れた地域で、生きがいをもって暮らしていくことができるよう、社会参加促進や健康づくりを図るとともに、日常生活や相談窓口の充実に努めます。

(3) 女性の福祉

近年、女性を取り巻く環境は大きく変わり、社会においてもその負担は大きくなっています。困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思が尊重されながら最適な支援を受けられるよう、国、東京都と連携し女性の福祉の増進に努めます。

「第3」児童福祉

近年の急激な少子化の進行により、子どもの健やかな成長や経済・社会保障への影響等、地域を取り巻く環境が変化していることから、子育てを社会全体で支援していくことが重要となっています。島の宝である子どもたちの健やかな成長を育む環境の整備を図り、教育・保育や子育て支援の質・量の充実に努め、家族・地域・学校・行政が連携し、すべての人が子ども子育て支援について、関心や理解を深め、協働しながら各々の役割を果たしていく環境づくりに努めます。

(1) 子ども・子育て家庭の支援の充実

子どもが健やかに成長し、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子育てを楽しく感じることができるよう、子育て支援サービスの充実に努めるとともに、地域全体で支援し、子育てしやすい環境づくりを推進し、少子化の改善に努め、「大島町子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図りながら進めていきます。

「第4」被災者支援

平成25年土砂災害の被災者をはじめ、住民の心身の状況に応じた支援ならびに事業者等への支援について継続的な調整を図ります。

「第4項」理解を深め、共に育むまちづくり

— 教育・文化の向上とふるさとづくり —

○関連する持続可能な開発目標



「第1」社会教育

社会経済情勢の大きな変化、加速する少子高齢化の中で、子どもからお年寄りまで心の通い合う地域・社会づくりが求められています。古くから根ざしている文化の伝承や、将来にわたってみんなが楽しめるスポーツの創出・普及に努めます。また、指導者の育成や施設等環境整備に努め、住民が学びたい時に学び、楽しみたい時に楽しめる環境づくりを図ります。

(1) 学びあい・ふれあうコミュニティの充実

子どもから高齢者まで心の通い合う社会、地域住民が協力しながら生活を営んでいくため、持続可能な地域コミュニティのあり方について、協議、検討、支援を進めながら、社会教育施設の維持・管理と利用を促進し、島外からの来訪者も含め、協同活動、共通の体験を通じた心の通った地域づくりを図ります。

(2) スポーツ・レクリエーションの推進

利用者の健康増進と体力の向上を図りながら、地域連帯感の高揚を図るため、スポーツを「する・みる・支える」を基本理念におき、施設の整備、団体・指導者の育成支援、各種スポーツ大会の開催・誘致など、誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーションの一層の振興を図ります。

(3) 交流事業の推進

コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を養う機会の創出を目的に、他地域の児童・生徒との交流を通して、互いの地域資源・防災について学び合える交流事業を図ります。体験学習を積極的に行っていきながら、国際交流、親善訪問、視察研修派遣事業等に努めます。また、大島の将来を担う新たな人材を確保するため、島外からの生徒(留学生)を受入れるための環境整備を図ります。

(4) 芸術・文化の研究と保護・伝承

既存の地域資源の価値の向上や、潜在する地域資源の発掘を促すため、調査研究活動の活性化を図ります。また、歴史、伝統文化、風習、食、産業、信仰、祭事、工芸等の様々な分野の保護・育成に努め、大島ならではの伝統を守るとともに、整理公開を図り、郷土愛を育む機会を提供します。一方で、演奏会、寄席、演劇、講演会などに係る機会を提供しつつ、島らしい特性を活かした新しい文化の創出に努めます。

「第2」学校教育

出生数の減少など子どもたちを取り巻く環境は大きな変化をとげ、人間形成の土台となる家庭環境、教育環境にも少なからず影響を及ぼしています。社会の急激な進展は、子どもにとって必要のない不健全な情報までが氾濫し、大きな社会問題を生み出しています。こうした社会の変化がいじめや虐待、校内暴力、家庭内暴力、引きこもりなどの一因ともなっています。子どもたちの実態把握に常に目をむけ、大切な家庭教育や地域教育力の向上に努めるとともに、自然環境豊かな大島ならではの特性を生かした学習を通じ、郷土大島を愛する心の育成をはじめ、未来を担う子どもたちの人間形成の場として、一人ひとりの個性を重視した学校教育を目指し、これらの効果的・積極的な情報発信に努めます。また、基礎的な学力の向上を図り、多様な選択肢の中から子どもたちが意欲をもって主体的に学び、個性と創造力を伸ばしながら、共に成長していける学校教育の充実を図ります。

(1) 学校教育の充実

学校教育においては、子どもたちの実態に常に目を向け、家庭や地域の教育力の向上を目指します。「学力の三要素」（「基礎的な知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」）の育成を重視し、社会変化や、時代に合わせた手法を正しく理解し活用することによって、すべての子どもたちに「生きる力」を確実に身に付けさせることができるよう教育力の向上に努め、ジオパーク学習、教員研修を充実させ、教員の育成と町民の学校教育への参加を図ります。また、地域活動の拠点となる学校施設においては、児童・生徒の安全を確保し、快適な環境の確保に努めます。

(2) 児童・生徒の健全育成の推進

様々な体験を通して、規範意識や他人を思いやる心を育む活動、青少年の健全な判断能力の育成の推進を図るため、各地区青少年委員会を中心に活動支援を図ります。また、自らの心身の状況を気づかせるとともに、健康を保持・増進できるように基礎体力の向上を目指し、体育科授業や体育的行事、保健指導、食に関する指導を実践し、丈夫な心と体力づくりに努めます。

(3) 学校給食の充実

大島の将来を担う子どもたちの健やかな体と、心の育成に欠かすことのできない学校給食の充実を図るため、「大島町学校給食センター調理等業務委託者選定委員会」を毎年度開催し、選定した専門業者による安心・安全で安定した給食の提供を目指します。また、計画的に老朽化した施設の附帯設備、調理機器等の更新に努めます。

「第5項」 時代に合った地域性を生かしたまちづくり

— 活力ある地域づくり —

○関連する持続可能な開発目標



住民と行政的団体と町が、弱く衰退傾向にある各産業の危機感を共有し、知恵と力を出し合い、1次・2次・3次産業を相互に連携させ、各産業の資源や強みを持ちよって弱みを補完し6次産業化を図ります。ICT技術の活用を推進し、相乗効果を働かすことで、新たな経済効果を生み出していきます。

「第1」 農畜産業

現在、本町における農畜産業は、高齢化や後継者不足による就業人口の減少により、経営規模、生産額はいずれも減少の一途をたどっています。これからの生産基盤の維持向上のために、新たな担い手を育成し、優良な農地の遊休化防止や遊休地の利活用を図ります。また、新たな品目選定、特産品のブランド化に努め、経営体制についても共選共販をはじめとする企業化・大型化を図るなどの見直しを検討し、より生産性、収益性の高い農畜産業への転換とデジタル技術等を活用し、近代化・6次産業化することで経営基盤の安定と強化を図ります。

(1) 農業者の育成・支援

地域農業の衰退を防ぐため、農業者や農業団体への、栽培技術の開発や施設の充実化など総合的な支援に努め、地域の特性に合った作物への転換を図るなど生産性の向上を目指し、関係機関と連携して魅力ある農業づくりに努めます。また、灌漑施設の維持管理に努め、農業経営基盤の安定化を図ります。

(2) 有害鳥獣、チャドクガ駆除等の実施

農産物に被害を与えている有害鳥獣の駆除及び予防対策、ならびにチャドクガ等の病害虫駆除を実施し、農家の保護に努めます。また、「大島町タイワンザル管理計画」「大島町クリハラリス管理計画」を策定し、計画的な駆除及び防除に努めます。

(3) 町営牧場の整備・牛乳処理加工施設の整備

畜産振興を促進するために運営方法などを見直し、施設の高度利用及び新たな活用方法を検討するなど、島内の需要に即した牛乳処理加工施設を目指します。

(4) 地産地消（商）の奨励

新鮮で安全な農畜産物の生産を奨励し、直販所を中心に島内への流通を拡大させ、地産地消（商）を図ります。

(5) 特産品の増産・ブランド化・6次産業化の推進

大島の代表的な特産品の生産拡大や高付加価値化を目指し、特産品が大島に根付いた背景などを整理・発信し、ストーリーブランディングを中心とするブランド戦略に努めます。また、新たな特産品の開発を進めるとともに6次産業化を図ります。

「第2」林業

山林は全島面積の約半分を占めていますが、そのほとんどが自然雑木林です。古くは製炭用材としてかなりの生産量を誇っていましたが、現在林産物の生産はほとんど行われていません。今後も椿山、大島桜山の整備に努め、新たな活用方法を調査しながら、林業の振興を図ります。

(1) 林道の整備

林業の生産基盤である林道の整備促進を、引き続き国と東京都に要望します。

(2) 造林等整備

「大島町森林整備計画」に基づき、天然林の保全を図ります。

(3) 椿の利用・保全

町の木である椿について、椿油の増産及び工芸品などの利活用を図るため、椿山の保全に努めます。

(4) 松喰虫の防除

甚大な被害を及ぼす恐れのある松喰虫の被害防除に努めます。

「第3」漁業

近海に好漁場をもつ本島の漁業は、基幹産業として位置づけられていながら、脆弱な経営や漁家の減少、気候変動や海流の蛇行などの影響による天然資源の枯渇など、さまざまな要因で長期停滞状態にあるといえます。漁港、漁場の整備などの基盤整備を進め、栽培漁業セ

ンターと連携を強め、つくり育てる漁業への充実を図りながら、新たな特産品の開発やブランド化と6次産業化を図ります。また、体験事業、育成事業を推進し後継者の確保・育成に努めます。

(1) 漁業協同組合の強化・充実

漁業振興を図るうえで、事業の推進母体である漁業協同組合の強化・充実は重要な施策であり、島の漁業を活性化させるために、今後も各組合、関係機関と十分な協議を行い、漁業協同組合の健全な組織運営を図ります。

(2) 漁場整備の促進

豊かで活力ある漁業を目指し、食害生物対策や放流事業による資源保護に努めるとともに、計画的な漁場の基盤整備に努め、つくり育てる漁業の推進を図ります。

(3) 地産地消（商）の拡大

地元で獲れる新鮮な魚介類を味わってもらうため、海市場等の充実を図り、安定した地産地消（商）の拡大を図ります。また、各種イベントにも積極的に参加し、地元水産物のPRに努めます。

(4) 特産品開発・ブランド化・6次産業化の推進

海産物や海産物を使用した加工品の高付加価値化をねらうため、海に囲まれた大島ならではの漁法・漁業に関することや、大島近海の特徴など、特産品等の背景が伝わるストーリーブランディングを中心とするブランド戦略を図ります。

「第4」観 光

代表的な観光資源である「三原山（御神火）」「椿」「アンコ」等に加え、場所、人、文化、郷土料理など、様々なものを観光資源として捉え、時代に合ったみがきかけるとともに、新たな観光資源の開発により着地型観光の推進を図ります。島の特色を生かした観光イベントを継続的に実施し、通年の集客力を高めるとともに、交流人口の増進に努め、国内外の来訪者の受入れ環境整備を促進し新たなブランドの創出を図ります。首都東京に一番近い島という地域特性と島の魅力の情報発信力を強化し、観光客の誘致を図ります。また、他の産業と連携し地元産の農畜産物や魚介類を提供し、6次産業化やブランド化を図ります。これらを総合的に進めることにより、島ならではの観光モデルを創出し、魅力ある観光地を創造します。一方でアフターコロナでの観光需要に注視し、時代に合った観光振興を図ります。

(1) 観光施設等の積極的な活用と計画的な管理・保守・整備

島内各所に存在する観光施設を「施設整備計画」に基づき、今後の在り方を検討しながら長寿命化に努め、観光客と住民にとって、安全で良質な使いやすいサービスを提供・発

信するための保守整備を図ります。

(2) 観光振興推進体制の構築

持続可能な観光地をつくるため、多様な関係者が連携し、大島町が目指すべきコンセプトやターゲットを明確化して共有します。戦略的・継続的な観光振興をスムーズにするため、各関係機関と連携した体制を構築し、次世代に活躍する人材育成を図ります。

(3) 魅力ある観光地の創造

自然や郷土芸能、伝統文化財など、多彩な地域資源の魅力を最認識し、有効活用しながら特色ある観光地づくりを図ります。自転車など環境に配慮したツールを活用し「環境」や「人」に優しい観光地をつくとともに、魅力をそこなわないよう、維持・管理に努めます。また、多種・多様なイベントを継続・創出するとともに、農林水産業と連携したサービス提供を行い、年間の来訪者拡大と平準化に努めます。

(4) 持続可能な着地型観光の推進

外国人を含む多様な来訪者の規模や属性と需要を整理し、ジオサイトや観光スポットなど様々な見どころを、安全かつ魅力的に楽しめるよう整備に努め、ジオガイドと連携したジオツアーや、観光モデルコース・モデルプランを創出するなど、島内周遊ツーリズムの推進を図ります。また、関係機関や他自治体、企業や旅行代理店などとの連携を図り、協働による活動を検討するなど新たな需要開拓と質の向上に努めます。

(5) 効果的な情報発信体制の構築と推進

大島町の魅力を ICT（情報通信技術）の活用など、時代のニーズに合わせた手法により効果的・積極的に情報発信する広報戦略プロモーションを展開し、観光地としての認知度向上を図ります。フィルムコミッションの推進による認知度の向上、さらには、教育旅行の誘致など各種施策の展開による、普及性・波及性の高い誘客宣伝を図ります。

(6) 勤労福祉会館の利用促進

勤労福祉会館の利用促進を図り、文化・健康の増進を目指すとともに、ぱれ・らめーの展示設備の更新等に努め、観光客増加を図ります。

(7) 波浮港周辺の町並み保全と活用

波浮港周辺の歴史的意義の継承と観光資源としての保全と活用に努めます。

(8) キャンプ場施設の活用と適切な管理

大島の自然豊かな環境を生かし、利用者の憩いの場所としてゆったりとした時間を提供し、健やかな余暇を過ごせるよう、適切な管理に努めます。

「第5」商工業

本町における商業は、定住人口が消費する安定している面と、来訪者が消費する不安定な面とをあわせ持つ特殊な条件下の中で、それぞれの事業者が自助努力を重ねながら、共存共栄してきました。通信販売・ネットショップの普及や人口減、来訪者減による島内消費力の大幅な減少に対処するため、消費者動向の把握や調査開拓に務め、地販地消を図ります。また、新たな産業を産出、振興するために、関係機関と連携した起業者への支援、島の地理的条件に合った企業の誘致ならびにリモートワーク環境の整備に努めます。

(1) 商工会との連携

商工会への基本的な支援を継続し、消費者動向の把握や流通経路の調査開拓に努め、経営の安定化を図りながら、観光、漁業、農畜林業、商工業との連携による、新たな特産品開発とブランディング化を目指し、地域経済の活性化に努めます。

(2) 地販地消と地産外商

島内で生産された新鮮な産物を来訪者が気軽に味わえる体制づくりに努め地販地消を充実させるとともに、冷蔵・冷凍コンテナの導入やストックポイントの整備を図り、島外でのPRを強化し、地産外商に努めます。

「第6」移住・定住

住民と町が協働し、移住・定住のための環境整備を図り、島内外に情報を発信することにより移住・定住者の確保に努めます。また、多様な働き方へ対応できる体制づくりを強化し、各関係機関との連携を密にしながら、関係人口・交流人口の増加を目指します。

(1) 移住・定住者受入環境の整備・推進

移住・定住者の住居の確保を図り、新たなコミュニティの場を創出するなど、安心して移住できる環境の整備に努めます。

(2) 関係（交流）人口の創出・拡大

暮らし体験ツアーの実施や、地域おこし協力隊制度等の積極的な活用により、島内関係（交流）人口の創出・拡充を図りながら、地域の魅力発信力の強化に努めます。

「第7」消費者の保護

離島の住民にとって、日常必需品などの消費物価は割高となっています。島しょ貨物運賃補助制度の充実を図りながら、近年のエネルギー・物価高騰に対する支援を関係機関に要望し消費者の保護、住民の生活負担の軽減に努めます。一方で近年増え続ける消費者被害を未然に防止するための情報提供や普及啓発に努めます。

「第6項」 まちづくり推進のために

— 住民とともに歩む —

○関連する持続可能な開発目標



「第1」 住民参加

多様化する行政の対応に、住民の創造と知恵を導入するため、住民自らが学び、知り、会得して自己を高め、町政への積極的な参加ができるよう、いつでもどこでも幅広い学習活動の機会や場が得られるような環境づくりを図ります。

(1) 住民意見交換会の開催

多様化する行政の対応に住民の意見、意向を町政に反映させるため、住民懇談会等、意見交換の場の充実に努めます。

「第2」 行政

これまで行政運営は、主に行政が主体となる形で進められているため、行政職員の皆がプロ意識を持ち、住民の立場や視点にたち、効率的で質の高い住民サービス向上に努めてきました。しかし、現状では住民自体がまちづくりに参加しているという意識が得られず、また、行政も、まちづくりの主体は住民であるということに対して、充分取り組んでいるとはいえません。これからは、住民生活を維持するため、公平性や平等性に基づき、住民の主体的な活動に対しての支援や、住民と行政が協働する機会を多く得られるよう、創意工夫を図ります。

(1) 人材の確保・育成

社会情勢の変化や複雑多様化する行政課題に対応するため、人材の確保を図るとともに、職員一人ひとりを育成し的確で質の高い行政サービスを提供することを目的に、「人材の確保」、「職員の育成」、「人事評価制度の活用」を三つの柱とし、それらの効果的連携により、人事に係る諸制度の整備と適切な運用を図ります。

(2) 情報公開制度の推進

大島町の各機関が保有する町政情報を公開し、町政に関する住民の知る権利を保障することにより、住民の町政への参加を促すとともに、町政の公正な運営を図るため、情報公開制度の充実に努めます。

(3) 電子自治体政策の推進

自治体デジタルトランスフォーメーション（自治体 DX）を充実させ、庁舎内のネットワーク環境の円滑な整備を図ります。また、全国共通の基幹業務システム標準化（クラウド環境への移行）により、システムの経費を抑制しつつ職員の業務効率化を図ります。

(4) 地域情報化政策の推進

地域情報化政策として防災行政無線や紙媒体に加え、SNSやオープンデータを積極的に活用し、大島町公式サイト の充実を進め、即時性・利便性が高い情報発信の強化を図ります。

(5) 公共施設等の総合管理と活用

多くの公共施設等の老朽化に伴い、長期的な視点をもって活用・統廃合・長寿命化を計画的に行うため、既に策定されている「総合管理計画」、「個別施設計画」の随時見直しに努めます。

(6) 広聴活動の充実

住民が行政に理解と関心を示し、積極的に参加できるよう住民の知りたい情報を的確に把握し、情報交換が適切に行われる体制づくりに努めます。

(7) 持続可能な行政運営

厳しい財政状況の中で複雑多様化していく行政需要や行政課題に対応し、大島町を取り巻く社会情勢の変化などに柔軟に対応できるよう、組織運営の見直し・改善を図り、最小の経費で最大の成果を挙げる効率的な組織の構築を目指します。また、持続可能な行政運営の実現のため、国や都などの行政機関との連携、町民との協働など多様な主体との協働型行政運営に努めます。

(8) 行政と住民の連携

住民と行政が連携したまちづくりを目指すには、情報交換や意見交換をする機会が重要となるため、既存事業や新規事業の区分なく、これまで以上に住民と行政が連携し、より良いまちづくりを図るために、協働の仕組みづくりに努めます。

「第3」 財政

社会経済状況が大きく変化する中、町財政もまた自らの構造を改革し、新しい時代に適応する財政体質を確立することが求められています。そのためには、これまでの制度や施策を聖域なく見直し、時代に適合した柔軟で効率よいものへと改善を図ります。

長引く経済不況や少子高齢化にともなう税収の減少、社会保障費の増加などにより、当町をとりまく財政環境は、今後ますます厳しくなっていく見込みです。また、災害復興関連事業実施等の影響により町債残高が増加し、経常収支比率が悪化するなど、財政構造が硬直化しつつあります。このような状況に対応し、本基本計画を達成するためには、より一層財政改革を推進し、財政規律の堅持に努める必要があります。

(町財政の現況)

町財政の現況を財政指数等に基づき、簡潔に次のとおり分析します。

なお、令和4年度数値を中心に分析しますが、類似団体の数値は令和3年度数値を参考に使用します。

①財政力指数

財政力指数とは、財政力を示す指標で、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値であります。この指数が1を超えると地方交付税の不交付団体となります。令和4年度財政力指数は0.29であり、類似団体平均の0.38と比較すると依然として平均を下回っています。この主な要因は、長引く景気低迷による町税の伸び悩み及び公債費の増などによるものであります。

②経常収支比率

経常収支比率とは、財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、町税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の合計額に占める割合です。一般的には70～80%が適正水準と言われています。令和4年度経常収支比率は94.4%であり、類似団体平均の83.6%を上回っています。今後の方策として、歳出面では事業の計画的実施による地方債発行抑制、施設の統合や廃止も視野に入れた物件費の縮減に努め、歳入面では滞納者対策強化による町税の増収を図らなければなりません。

③将来負担比率

将来負担比率とは、財政健全化法制定に基づく指標で、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。この数値が大きいほど、現世代より将来世代の負担が大きくなります。令和4年度将来負担比率は95.2%であり、全国平均の15.4%と比較すると大きく上回っています。

④公債費負担比率

公債費負担比率とは、財源構造の弾力性を判断する一つの指標として用いられるもので、一般財源総額に占める公債費の一般財源所要額の比率であり、特に適正水準はありませんが、一般的には15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされており、類似団体平均は13.2%です。平成26年度には12.5%と警戒ラインを下回る数値となったものの、令和4年度は23.1%とピーク時の平成19年度、24.1%に迫る数値となっています。数値悪化の主な要因は、災害関連事業によるものであるため、今後は令和6年度をピークに減少傾向に転じる見込みです。

⑤実質公債費比率

実質公債費比率とは、公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられ、従前の公債費比率を改善したものであります。18%以上の団体は、地方債の発行に許可が必要となり、25%以上になると単独事業等にかかる地方債が制限されます。令和4年度実質公債費比率は12.1%であり、類似団体平均の8.3%と比較すると平均を上回っています。災害関連事業の影響により、令和6年度までは更に数値が悪化すると見込んでおります。

⑥人口一人当たり人件費・物件費・維持補修費の状況

令和4年度人口一人当たり人件費・物件費・維持補修費の額は550,897円であり、類似団体平均の283,706円と比較すると平均の約2倍となっています。平均値との剥離原因のほとんどが物件費によるもので、これは、「島」という特殊な地理的環境により、あらゆる施設等を独自に運営しなければならず、やむを得ない面もありますが、財政逼迫の大きな要因となっており、早期に是正しなければなりません。

⑦人口一人当たり地方債現在高

令和4年度人口一人当たり地方債現在高は1,253,289円であり、類似団体平均の779,403円と比較すると平均を大きく上回っています。

⑧人口一人当たり基金現在高

令和4年度人口一人当たり基金現在高は229,088円であり、類似団体平均471,669円の半分程度となっています。

○過去5ヶ年の財政指標等

(単位：% 円)

項目	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
財政力指数	0.342	0.326	0.318	0.305	0.290
経常収支比率	97.2	88.3	89.4	87.4	94.4
将来負担比率	131.9	134.8	121.7	95.5	95.2
公債費負担比率	18.2	18.9	19.9	20.8	23.1
実質公債費比率	12.0	12.2	11.8	11.8	12.1
一人当たり人件費等	503,046	509,980	541,006	524,169	550,897
一人当たり地方債現在高	1,272,155	1,319,537	1,352,346	1,353,751	1,253,289
一人当たり基金現在高	260,458	233,119	182,964	236,510	229,088

財政健全化に向けて、次の数値目標等を掲げます。

- (1) 赤字財政団体への転落を回避するとともに、財政の収支均衡を図ります。
- (2) 経常収支比率を83%以下とします。
- (3) 地方債現在高は、令和4年度末の水準を維持します。
(普通交付税と一体化した臨時財政対策債等は除く。)
- (4) 財政調整基金、減債基金現在高を合わせて15億円を確保します。
- (5) 将来負担比率を95%以下とします。
- (6) 実質公債費比率を11%以下とします。
- (7) 町税の徴収率を95%以上とします。
- (8) 行政需要に柔軟に対応するため、基金の改正を図ります。
- (9) 国民健康保険事業会計の健全化・安定化を図ります。

上記、数値目標等達成するための基本的対応方針は次のとおりとします。

厳しい財政状況のなか、大島町基本構想「前期基本計画」に示される各施策を着実に進めていくためには、経営という視点に立ち、歳入規模に見合った着実な行財政運営を心がける必要があります。

特に基幹財源である町税収入が伸び悩み、地方交付税などの縮減の動きなどを考慮すると財源確保の見通しは厳しく、歳出全般にわたる厳しい見直しを行い、収支の均衡、財政状況の改善を図っていかねばなりません。

このようなことから、町税等の収納率の向上による財源の確保や物件費の削減、既存事業の見直し、民間委託等の様々な手法の活用による事務事業の効率化や適正化、普通建設事業の抑制、受益者負担や補助交付金の見直しなどを進め、その目標を明確にしながら財政の健全化に努めます。

従来、町の財政運営は、計画性に欠ける面が多分にあり、基本計画は策定しても実施計画は不十分のため長期的な視野に立った効率的な財政運営が図れず、財政構造悪化を招いたひとつの要因となっています。

そのため、計画重視の財政運営が政策優先の目指すべき姿であり、基本的には計画に盛り込んでいない政策は実施できないこととし、安易な思いつきや計画性に欠ける政策などは排除することを強く打ち出すこととします。

重点施策を実施するに当たって、予算も積極的に重点配分し、財源確保にも最大限努力するが、新たな財源確保は現実的に困難な面もあるので、基本的には既存事業の縮小、廃止などで財源を捻出することを基本的な姿勢とします。

資 料 編

- i 諮問
- ii 答申
- iii 大島町総合開発審議会委員名簿
- iv 計画策定に関する工程

i 諮 問

5大政発第48号
令和6年2月2日

大島町総合開発審議会
会長 山田 三正 殿

大島町長 坂 上 長 一

第7次大島町基本構想・前期基本計画の策定について

第7次大島町基本構想・前期基本計画を策定するにあたり、大島町総合開発審議会条例第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

第7次大島町基本構想（令和6年度から令和13年度）及び前期基本計画（令和6年度から令和9年度）について、貴審議会の意見を求めます。

令和6年2月9日

大島町長 坂上 長一 殿

大島町総合開発審議会
会 長 山 田 三 正

令和6年2月2日付5大政発第48号をもって諮問のありました「第7次大島町基本構想・前期基本計画」について、その審議の結果に基づき下記のとおり答申します。

記

1. 答 申

本審議会は、「第7次大島町基本構想・前期基本計画」について、慎重な審議をした結果、本計画を適当と認めます。

2. 考 察

現代社会においては、加速化する少子高齢化社会による生産年齢人口の減少や、様々な業種における労働力不足、担い手不足、都市部への一極集中化による地方の人口減少が顕著となっています。加えて、物価・エネルギー価格の高騰などによる消費の落ち込みも続き、こうしたことが地域経済の活性化が進まない一つの要因ともなっています。

このような状況のなか、大島町においても依然として続く少子高齢化と定住人口の減少、各種産業の活力衰退、大規模な自然災害への備えなど、打開すべき課題は山積みし、住民の行政に対する要請はますます多種多様化しています。脆弱的な財政基盤により経費が限られる中であっても、地域資源を再認識し磨き上げ、創意工夫により的確に地域課題解決への取り組みを図り、社会変化に対応した各施策や官民連携による施策を、迅速かつ着実に実行していくことが必要となっています。

今回策定した「第7次大島町基本構想・前期基本計画」を着実に推進し、PDCAサイクルによる効率的な行政運営を図られるよう留意されるとともに、持続的かつ活力ある地域づくりのために、地域住民との連携に十分配慮されるよう求めます。

最後に、町の将来像である「郷土大島を豊かにし、共につくる島」の実現に向けて、適切な施策展開が図られるよう期待します。

大島町総合開発審議会委員名簿

令和6年2月1日現在

◎会長

氏名	役職	任期
中村 佳一	大島町議会議長	令和6年3月31日
小池 涉	大島町議会副議長	令和6年3月31日
村田 学	大島町議会議員（総務文教経済常任委員長）	令和6年3月31日
山田 忠敬	大島町議会議員（住民福祉環境常任委員長）	令和6年3月31日
◎山田 三正	大島町教育長職務代理者	令和6年3月31日
向山 吉昭	大島町農業委員会会長	令和6年3月31日
小池 祐広	大島観光協会会長	令和6年3月31日
岡山 正宏	大島町商工会会長	令和6年3月31日
川島 つねみ	大島町婦人会会長	令和6年3月31日
牧野 英一	大島町小中学校校長会会長	令和6年3月31日
妹尾 浩太郎	大島町PTA連合会会長	令和6年3月31日
川村 松男	元町漁業協同組合代表理事組合長	令和6年3月31日
森川 謙	伊豆大島漁業協同組合代表理事組合長	令和6年3月31日

iv 計画策定に関する工程

- 令和5年3月初旬
 - 「第7次大島町基本構想・基本計画」策定に向けた住民アンケート調査の実施
(3,715部配布、500部回収 回収率13.45%)
- 令和5年4月30日
 - 坂上新町長就任 (令和5年4月23日(日)町長・町議選挙実施)
- 令和5年5月9日
 - 「第7次大島町基本構想・基本計画」策定に向けた住民アンケート調査集計 全庁共有
- 令和5年6月1日
 - 「第7次大島町基本構想・基本計画」策定に向けた住民アンケート調査結果の公表
- 令和5年7月初旬～
 - 「第7次大島町基本構想・基本計画」策定に向けた各課ヒアリング等の実施
- 令和5年8月
 - 「第7次大島町基本構想・基本計画」策定に伴う町民委員の募集
- 令和5年10月～
 - 「大島町基本構想策定推進会議」の実施
 - 第1回：令和5年10月4日 18:30～
 - 第2回：令和5年10月23日 18:00～
 - 第3回：令和5年10月30日 18:00～
 - 第4回：令和5年11月6日 18:00～
 - 第5回：令和5年11月14日 18:00～
- 令和5年11月29日
 - 「第7次大島町基本構想・前期基本計画(素案)」の作成
- 令和5年12月7日
 - 【第1回大島町総合開発審議会開催】
 - ・「第7次大島町基本構想・前期基本計画(素案)」の説明 ・その他
- 令和5年12月14日～12月28日
 - 【住民パブリックコメントの実施】
- 令和5年12月25日～12月27日
 - 【住民説明会の実施】
 - ・12月25日(月)：18:30～(差木地公民館)
 - ・12月26日(火)：18:30～(岡田コミュニティセンター)
 - ・12月27日(水)：18:30～(開発総合センター1階大会議室)
- 令和6年1月22日
 - 「第7次大島町基本構想・前期基本計画(案)」の作成

○令和6年2月9日

【第2回大島町総合開発審議会開催】

・「第7次大島町基本構想・前期基本計画（案）」諮問・答申

○令和6年3月14日

【令和6年第1回大島町議会定例会】

・議案提出 ・議案可決

○令和6年3月14日

【「第7次大島町基本構想・前期基本計画」策定】

○令和6年3月19日

【「第7次大島町基本構想・前期基本計画」公表】

第7次大島町基本構想
(令和6年度から令和13年度まで)

第7次前期基本計画
(令和6年度から令和9年度まで)

令和6年3月発行

発行 東京都大島町役場 政策推進課 振興企画係
〒100-0101 東京都大島町元町 1-1-14
電 話 04992 (2) 1444 (直通)
F A X 04992 (2) 1371